指定障がい福祉サービス事業者等の管理者様

新潟市福祉部福祉監査課長

指定障がい福祉サービス事業者等の集団指導の実施について(通知)

日頃から本市の指定障がい福祉サービス事業等につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度に3年に1度の国の報酬改定が行われ、運営基準や報酬算定等において様々な変更が加えられました。

そこで、報酬改定による事務誤りの発生防止を徹底する必要があることから、 改定内容の周知徹底と適正運営を図るための集団指導を実施することといたし ました。

各事業者様におかれましては、これを機に制度への理解を深めていただくと ともに、法令遵守体制をより一層強化していただくようお願いいたします。 詳細につきましては下記をご覧ください。

記

1 対象者

新潟市内の全指定障がい福祉サービス各事業者(休止中を含む) **※地域生活支援事業や、基準該当のみの事業所は対象外**

- 2 掲載資料
 - (1) 令和6年度報酬改定の主な内容 (主に基準改定・減算等について)
 - (2) 令和6年度報酬改定の主な内容 (主に各サービスの報酬・加算等について)
 - ※(2)の動画はサービス毎に分かれているので、自身の事業所に当てはまるものを受講してください。
- 3 受講方法

上記(1) ~(2)の資料について、下記アドレスの新潟市福祉監査課のホームページに資料及び解説動画を掲載しますので、内容をご確認ください。

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/sidoukansa/syuudansidou/syougaisyuudan.html

4 受講確認

受講状況を確認するため、受講した後、「新潟市オンライン申請システム (e-NIIGATA)」により受講した旨を市に報告してください。

受講報告の際は、別途送付した「入力番号リスト」から自身の事業所の「入力番号」(事業所番号とは違います)を検索し、入力してください。

新潟市オンライン申請システム URL 及び二次元コード



5 受講確認受付期間

令和6年11月27日(水)~12月27日(金)

※期限を過ぎると受講報告は出来なくなるのでご注意ください。

6 注意事項

(1) 新潟市オンライン申請システムでの受講確認は、<u>必ず1サービス種別に</u> つき1回ずつ行ってください。

※例:同一事業所の管理者とサービス管理責任者がそれぞれ受講報告を 行うなどしないでください。

(2) 期限内に報告が無い場合、集団指導の受講がなかったものとして、運営 指導の優先対象とします。

7 その他

- (1)集団指導は、法令に基づく指導であり、研修ではありませんので、視聴時間の業務上の取扱いについて特段のご配慮をお願いします。
- (2) 指導内容についてのご質問がある場合は、受講報告時のフォームからお願いします。
- (3)複数種別を運営している法人におかれましては、全サービス種別で受講確認申込みが行われているかよくご確認いただきますようお願いします。
- (4) 新潟市オンライン申請システムの該当ページに本集団指導に関するQ&Aも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

【担当】

新潟市福祉部福祉監査課 野口

TEL: 025-226-1185 FAX: 025-225-6304 E-mail: kansa.wl@city.niigata.lg.jp